

○鳥取県希少野生動植物保護基本方針

平成14年7月9日

鳥取県告示第380号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第3条第1項の規定に基づき、鳥取県希少野生動植物保護基本方針を次のように定めたので、同条第4項の規定により告示する。

鳥取県希少野生動植物保護基本方針

第1 希少野生動植物の保護に関する基本構想

鳥取県は、豊かな森に包まれた中国山地の山々、これを源として日本海に注ぐ河川、大小の湖沼及び湿地、変化に富んだ海岸線等多様な自然環境に恵まれている。私たちの祖先は、様々な野生動植物が生息し、又は生育する山、川、海等の自然を活かしながら生業を営み、地域ごとに個性のある生活文化を育んできた。

経済社会の近代化の進展によって私たちの生活は豊かで便利になったが、その一方で人と自然とのかかわり方も大きく変化し、これに伴う自然環境の変化により絶滅のおそれのある野生動植物が増加しつつある。

野生動植物は、人間の生存基盤である自然生態系の基本的な構成要素であり、健全な自然環境を保持していく上で欠かすことのできないものである。また、多様な野生動植物の存在は、社会、経済、科学、教育、芸術、レクリエーション等の幅広い分野において様々な価値をもたらしているとともに、地域ごとに多様な生活文化の根源ともなっている。

種の絶滅は、生物の多様性を低下させ、自然生態系のバランスを崩すおそれがあるだけでなく、様々な恩恵等の消失につながる問題でもあり、人為の影響による野生動植物の絶滅の防止に緊急に取り組む必要がある。

そのためには、絶滅のおそれの主な要因である過度の捕獲・採取を抑制し、人間の生活域の拡大等による生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）の消滅を防止し、及び生息・生育環境の悪化等の状況を改善することが必要である。

このため、特に保護を図る必要のある希少野生動植物の捕獲、採取等を制限する措置を講ずるとともに、その個体数の維持・回復に必要な繁殖の促進及び生息・生育環境の保全（再生を含む。以下同じ。）を図るための事業を推進する。

また、希少野生動植物が生息し、又は生育する自然生態系の保全が必要な地域において、その生息・生育に支障を及ぼすおそれのある一定の行為を制限する等の措置を講ず

る。

希少野生動植物の保護及びその生息し、又は生育する自然生態系の保全に関する施策は、生態学的知見に立脚しつつ、時機を失うことなく適切に実施する必要があるため、これに必要な調査研究を積極的に推進する。

以上の施策は、県民及び事業者（以下「県民等」という。）の理解及び協力の下に推進することが重要であるため、必要な情報提供及び普及啓発を行うとともに、県民等の参加による施策の展開を図る。

なお、これらの施策は、関係者の財産権を尊重し、県民生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに県土の保全その他の公益との調整を図りつつ推進するものとする。

第2 特定希少野生動植物の種の指定に関する基本的な事項

特定希少野生動植物の種は、その県内における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来していると判断される種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、次のいずれかに該当するものを選定する。

- (1) 個体数が著しく少ない種、又は著しく減少しつつある種
- (2) 分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつある種
- (3) 分布域が限定され、かつ、その生息地等の生息・生育環境が著しく悪化している種
- (4) 分布域が限定され、かつ、その再生産能力を上回る過度の捕獲・採取が行われている種

第3 特定希少野生動植物の個体の取扱いに関する基本的な事項

- 1 特定希少野生動植物の個体の捕獲等は、その種の保護の重要性にかんがみ、学術研究又は繁殖の目的その他その種の保護に資する目的で行うものとして許可を受けた場合及び人の生命又は身体の保護、非常災害に対する必要な応急措置としての行為その他のやむを得ない事由がある場合を除き、これを禁止する。
- 2 特定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者は、その生息・生育の条件を維持する等その種の保護に配慮した適切な取扱いをするよう努めるものとする。

第4 自然生態系保全地域等の指定に関する基本的な事項

希少野生動植物の保護の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保証することである。このような見地から、希少野生動植物の保護のためその生息し、又は生育する自然生態系の保全を図る必要があると認めるときは、自然生態系保全地域を指定する。

なお、個々の自然生態系保全地域の指定に係る希少野生動植物の種の数には、1種又は複数の種とする。

1 自然生態系保全地域の指定方針

(1) 自然生態系保全地域として指定する生息地等の選定方針

ア 自然生態系保全地域の選定については、次に掲げる地域を優先するよう努める。

(ア) 保護上の緊急性が高い特定希少野生動植物が生息し、又は生育する地域

(イ) 特定希少野生動植物を含む複数の希少野生動植物が生息し、又は生育する地域

イ アの(ア)又は(イ)に該当する地域が複数存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性等からみてその種の個体が良好に生息し、又は生育している場所等について総合的に検討し、自然生態系保全地域として優先的に指定すべき重要な生息地等を選定する。

(2) 自然生態系保全地域の区域の範囲

自然生態系保全地域の区域は、その指定に係る種（以下「指定種」という。）の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であって、そこでの各種行為により当該生息地等の個体の生息・生育に支障が生じることを防止するために一体的に保全を図るべき区域とする。

なお、鳥類等行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その指定種の生息に重要な区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とする。

(3) 自然生態系保全地域の区域の保全に関する指針

自然生態系保全地域の区域の保全に関する指針では、指定種の安定した生息・生育のために確保すべき条件及びその維持のための環境管理の方針等を明らかにする。

2 保護管理地区の指定方針

(1) 保護管理地区の区域の範囲

保護管理地区は、自然生態系保全地域の中で、保護管理地区の指定に係る特定希少野生動植物（以下「地区指定種」という。）の生息・生育にとって特に重要な営巣地、産卵地、重要な採餌地等の区域を指定する。

(2) 保護管理地区の区域の保全に関する指針

保護管理地区の区域の保全に関する指針では、地区指定種の安定した生息・生育のために確保すべき条件及びその維持のための環境管理の方針等を明らかにする。なお、

保護管理地区において適用される各種の規制に係る区域等の指針で定めるものの基本的な考え方は、次のとおりである。

ア 保護管理地区の区域内において木竹の伐採ができる指針で定める方法及び限度については、地区指定種の生息・生育に支障のない伐採の方法及び限度を定める。

イ 保護管理地区の区域内においてその捕獲等をしてはならない特定希少野生動植物の生息・生育に必要なものとして指針で定める野生動植物の個体その他の物については、食草等地区指定種の個体の生息・生育にとって特に必要な野生動植物の個体その他の物を定める。

ウ 湖沼又は湿原でこれら又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水等を排水設備を設けて排出してはならないものとして指針で定めるものについては、新たな汚水等の流入により、地区指定種の個体の生息・生育に支障が生じるおそれがある湖沼又は湿原を定める。

エ 道路、広場等以外の区域で、車馬等の使用等を行ってはならないものとして指針で定めるものについては、車馬等の使用等により、地区指定種の個体が損傷を受ける等現にその生息・生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を定める。

オ イに規定する野生動植物の個体その他の物以外の野生動植物の個体その他の物で捕獲等をしてはならないものとして指針で定めるものについては、地区指定種の生息・生育に必要な野生動植物の個体その他の物を定める。

カ 保護管理地区の区域内においてその個体等を放つ等してはならない特定希少野生動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして指針で定める動植物の種については、現に地区指定種の個体を捕食し、えさ及び生息・生育の場所を奪うことにより圧迫し、若しくは地区指定種との交雑を進行させている種又はそれらのおそれがある種を定める。

キ 保護管理地区の区域内において散布してはならない特定希少野生動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして指針で定める物質については、現に地区指定種の個体に直接危害を及ぼし、若しくはその個体の生息・生育環境を悪化させている物質又はそれらのおそれがある物質を定める。

ク 特定希少野生動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして保護管理地区の区域内において特定希少野生動植物の個体を観察する際に禁止される指針で定める方法については、生息・生育環境のかく乱、繁殖・育すう行動の妨害等現

に地区指定種の個体の生息・生育に支障を及ぼしている観察方法又はそのおそれがある観察方法を定める。

ケ オに規定する野生動植物の個体その他の物以外の野生動植物の個体その他の物の捕獲等の行為等を行ってはならない指針で定める区域については、これらの行為により、現に地区指定種の個体の生息・生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を定め、その区域ごとに指針で定める期間については、これらの行為による地区指定種の個体の生息・生育への影響を防止するために繁殖期間等の必要最小限の期間を定める。

(3) 立入制限地区の指定方針

ア 立入制限地区については、保護管理地区の区域のうち、地区指定種の生息・生育環境を維持する上で、人の立入りを制限することが不可欠な区域を指定する。

イ 立入制限期間は、地区指定種の個体の繁殖期間等を考慮した必要最小限の期間とする。

第5 保護管理事業に関する基本的な事項

1 保護管理事業の対象

保護管理事業は、特定希少野生動植物の種のうち、その個体数の維持・回復を図るために、その個体の繁殖の促進及びその生息し、又は生育する自然生態系の保全のための事業の推進が必要なものを対象として実施する。

2 保護管理事業計画の内容

保護管理事業の適正かつ効果的な実施に資するため、事業の目標、区域、内容等事業推進の基本的方針を種ごとに明らかにした保護管理事業計画を策定する。当該計画においては、事業の目標として、維持・回復すべき個体数等の水準及び生息地等の条件等を、また、事業の内容として、森林、草地、水辺等の生息地等における生息・生育環境の維持・改善等の事業及び飼育・栽培下での繁殖、生息地等への再導入等の個体の繁殖の促進のための事業を定める。

3 保護管理事業の進め方

(1) 保護管理事業は、県、市町村、民間団体等の幅広い主体及びその相互協力によって推進する。

(2) 保護管理事業の実施に当たっては、対象種の生息・生育の状況を踏まえた科学的判断に基づき、必要な対策の時機を失することなく、計画的に実施するよう努める。

(3) 対象種の個体の生息・生育状況の事後調査及び定期的な事業効果の評価を行い、

生息・生育の動向に応じて事業内容を見直す。

- (4) 生息・生育条件の把握、生息・生育環境の管理手法、飼育・繁殖技術等の調査研究を推進する。

第6 その他の重要事項

1 調査研究の推進

希少野生動植物の保護施策を的確かつ効果的に推進するため、種の分布、生息・生育の実態、生息地等の状況、生態、保護管理手法その他施策の推進に必要な各分野の調査研究を推進する。

2 県民等の理解の促進及び意識の高揚

希少野生動植物の保護施策の実効を期するためには、県民等の適切な配慮及び協力が不可欠であり、希少野生動植物の現状又はその保護の重要性に関する県民等の理解を促進するための情報提供及び普及啓発活動を積極的に推進する。

また、人と野生動植物の共存の観点から、水田等の農地、小川、里山及び奥山の森林等の地域が有する野生動植物の生息・生育環境としての機能を適切に評価し、その機能が十分発揮されるよう対処するものとする。

なお、土地の所有者、事業者等は、各種の土地利用又は事業活動の実施に際し、希少野生動植物の保護に配慮するものとする。

3 他の地方公共団体との連携・協力の推進

希少野生動植物の保護施策を幅広い主体の相互協力によって効果的に推進するため、県内の市町村との連携・協力を進めるとともに、県境をまたがって生息し、又は生育する希少野生動植物の保護についても、隣接県等と連携・協力して保護対策を推進するものとする。